

議案第15号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

川崎市旅館業法施行条例（平成15年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「少年院法（昭和23年法律第169号）第1条」を「少年院法（平成26年法律第58号）第3条」に改める。

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

少年院法の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。